

地域愛を育む地産地消プロモーション業務 委託仕様書（案）

農業政策課 農産物マーケティング室

この仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う地域愛を育む地産地消プロモーション業務（以下「本業務」という。）を委託するあたり、本業務を受託する事業者（以下「受託者」という。）を募集するため、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 事業名

地域愛を育む地産地消プロモーション業務

2 目的

物価高騰が続く中においても、輸入品や県外産でなく、県産農産物を選んで購入してもらうことで、生産者の応援と地域の活性化につながる地産地消を推進するため、消費者へ生産の現場や農業者の努力・工夫を伝える動画と子供達も親しみやすい地産地消PR曲を活用した情報発信を実施する。

3 委託契約期間

委託期間は契約締結日から令和8年1月31日までとする。

4 委託契約書

別紙のとおり

5 業務内容

（1）小売店等での情報発信

県が制作したオリジナル動画と地産地消PR曲（おいしい信州ふーどチャンネル（YouTubeチャンネル）にアップロードしてある、「長野県×地産地消」の動画及び動画内で使用されている曲）を使用し、県内小売店や街頭等において効果的に広報・宣伝を実施する。

- 1）小売店の地場産農産物販売コーナー等における地産地消PR曲の放送（延べ30店・月以上）
開店時間中リピートで放送するなど、放送頻度が多い方法とすること。
- 2）街頭サイネージ等での動画放送（1か所、3カ月以上）
通行量の多い場所を選定するなど、県民が接する頻度の高い方法とすること。
- 3）しあわせバイ信州運動と連携した地産地消推進イベントの実施（2回以上）
イベント内でオリジナル動画等を放送するとともに、動画等の視聴が促されるイベント内容とすること。

（2）子供も楽しめる広報の展開

地産地消PR曲を活用し、子供たちが歌ったり、曲に合わせて踊ったりすることで、その様子を通して、保護者等への地産地消の意識醸成を図る。

- 1）子供ダンスコンテストの実施（1回）
地産地消PR曲に合わせたダンスを募集し、SNS、YouTube等による発信を行うとともに、応募者のうち優秀なものを複数選定し、ダンスコンテストを兼ねたイベントを実施する。
なお、審査会参加者へは順位に応じた賞品（県産農産物等）を贈呈すること。
- 2）子供ダンスコンテストへの応募者が多数となるような効果的な広報の実施（最終審査10組程度）

（3）地産地消PR曲に合わせた動画コンテンツ等の発信

複数のインフルエンサー等に地産地消PR曲にあわせた動画コンテンツ等を制作してもらい、SNS、YouTube等での発信を行う。（5名以上）

6 基本的な考え方

- （1）長野県産の農畜産物の地産地消を理解してもらうため、オリジナル動画及び地産地消PR曲が県民に広く周知されることに重点を置くこと。

- (2) 効果的な事業が実施されるよう、委託者と連携・連絡を密にとること。
- (3) 資料等に記載する文章等については、事前に委託者の確認を受けること。
- (4) 本仕様書に記載の事業内容を実施するために必要な一切の費用を委託料に含めることとする。

7 完了検査

- (1) 受託者は、本業務完了後、業務完了報告書及び成果品を提出すること。
- (2) 受託者は、本業務完了後、本業務の責任者の立ち会いの上、委託者の検査を受けるものとする。
- (3) 受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

8 業務の実施体制

- (1) 業務全体を統括するための責任者を置くこと。
- (2) 責任者は、業務執行に必要な要員等を確実に手配し・確保すること。また、業務実施体制表を作成し、委託者へ提出すること。提案書においては、委託者との連絡調整の方法、打ち合わせの頻度等について明記すること。
- (3) 責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、委託者からの求めがあった場合は、速やかに委託者へ報告すること。

9 成果品の帰属

- (1) 委託により制作された成果品に関する権利は委託者に帰属する。委託者は委託期間終了後も、必要とする期間において成果品の使用を継続する。
また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うこと。
なお、受託者が従前権利を有する著作物を使用する場合は事前に委託者の同意を得るものとする。
- (2) 本事業成果品等は加工及び二次利用できるものとする。
なお、合理的な理由がある場合はこの限りでないが、留保される権利について、委託者に無期限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。

10 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (3) 受託者は、成果品を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

11 再委託

- (1) 受託者は、本委託業務の全部又はその主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者があらかじめ承諾した時は、その限りでない。
- (2) 委託者により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

12 その他

- (1) 受託者は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め委託者と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。
- (2) 受託者は、本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従わなければならない。
- (3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議のうえ、書面によりこれを定める。